

平成21年度 随意契約に関する四半期毎の監査結果概報  
(第1四半期：平成21年4月～6月契約分)

1	監査対象機関	北海道森林管理局及び各森林管理署等
2	監査方法	書類監査
3	監査の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか</li> <li>・法令の適用、解釈が適切か、</li> <li>・少額随意契約を厳正に実施しているか</li> <li>・意図的に契約を分割して少額随契としていないか</li> <li>・その他問題点はないか</li> </ul>
4	監査結果の概要	<p>(1) 総括的評価 主要事業については、概ね一般競争へ移行されており、物品役務についても、随意契約は必要最小限で行われていた。</p> <p>(2) 具体的内容 随意契約（競争不許）としたものは、局構内電話交換設備等賃貸契約、局庁舎昇降機保守点検業務契約等の局庁舎管理に係るものであり、相手方が一者に限定される契約であること及び各種調査委託、希少野生動植物種保護管理事業に伴う契約であり、明確な仕様書を提示できるものではなく、企画を伴う契約であった。 また、緊急としたものは、レク森に係る危険木処理の契約であった。</p>
	事項別評価	指導状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか 局・署の調達は、概ね一括・集中調達が適切に行われている。</li> <li>・法令の適用、解釈が適切か 対象期間（4月～6月）における契約については、概ね指導が徹底されている。</li> <li>・少額随契を厳正に実施しているか 少額随契の適用範囲の契約であっても概ね一般競争入札で行われている。</li> <li>・意図的に契約を分割して少額随契としていないか 意図的に分割したと思われる案件は見受けられない。</li> <li>・その他問題点はないか 特になし</li> </ul>	